

## ○ ひとり親世帯応援給付金 フローチャート

※ 対象者：以下の要件を満たす者

- ・ 5月末日までに市内に居住しているひとり親（児童扶養手当法第7条に規定する受給資格者または同じ要件の者）
- ・ 事実婚状態ではない（同居所に異性と同居していない）
- ・ 国の「ひとり親世帯臨時特別給付金（以下「国給付金」）」を受給していない

